

令和 3年 5月 1日

**まん延防止等重点措置区域における飲食店の感染防止対策
に係る現地確認の実施状況****— 県、市、町及び商工団体職員が合同で現地確認 —**

埼玉県では、令和3年4月26日からさいたま市及び川口市において、また28日から川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町の13市町において、飲食店の皆様の感染防止対策と事業継続の支援を目的として、現地確認を行っています。

まん延防止等重点措置区域における飲食店の感染防止対策に係る現地確認について改めてお知らせするとともに、これまでの現地確認の状況を報告します。

●現地確認の状況 ※令和3年4月30日（金）終了時点

(1) さいたま市及び川口市（4月26日からの5日間）

想定店舗	7,500店
申請店舗	5,835店（申請率77.8%）
実施店舗	2,658店（実施率35.4%）
ステッカー交付店舗	2,649店（交付率35.3%）

(2) 川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、
和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町

(4月28日からの3日間)

想定店舗	8,000店
申請店舗	3,312店（申請率41.4%）
実施店舗	1,091店（実施率13.6%）
ステッカー交付店舗	1,091店（交付率13.6%）

●参考

1 概要

(1) さいたま市及び川口市

確認期間 令和3年4月26日(月)～令和3年5月9日(日)

想定店舗 約7,500店

1日当たりおおむね60チームで実施

(2) 川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、
和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町

確認期間 令和3年4月28日(水)～令和3年5月11日(火)

想定店舗 約8,000店

1日当たりおおむね100チームで実施

2 確認事項

- ・ 入店時の手指消毒の呼び掛け
- ・ アクリル板等（パーテーション）の設置又は座席の間隔の確保
- ・ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ・ 従業員のマスク着用の徹底
- ・ 換気の徹底
- ・ 酒類の提供の終日自粛 など

3 確認結果の取扱い

(1) 現地確認の結果、感染防止対策に係る全ての事項が満たされている場合には、
彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）として認証し、ステッ
カーを交付します。感染防止対策に係る事項が満たされていない場合には、改
善をお願いさせていただきます。

(2) まん延防止等重点措置区域の飲食店が営業時間短縮等の要請に伴う協力金を
申請するには、休業している場合を除き、彩の国「新しい生活様式」安心宣言
飲食店+（プラス）の認証を受けていることが要件となります。

4 現地確認の申込み方法

電子申請（申請受付中）

<https://shinsei-saitama-pref.force.com/TakeSurvey?ro=ApplicationPatrol>

QR コードも利用可

※店舗の所在地により申請可能な日が異なりますので、御注意ください。

